

2026年4月6日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 相嶋■■■■、相嶋■■■■、相嶋■■■■

被告 国

弁護士 南里 俊毅

報告書(7)

(前件訴訟の経過)

大川原化工機株式会社ら及び相嶋静夫氏の相続人らが国及び東京都を被告として提起した前件国家賠償請求訴訟（以下「前件訴訟」といいます。）の経過についてご報告いたします。

1 前件訴訟の提起

大川原化工機株式会社、同社代表取締役大川原正明氏、同社役員島田順司氏、及び静夫氏の相続人である原告■■■■氏、原告■■■■氏、原告■■■■氏は、2021年9月8日、本件各事件に係る警察官による逮捕及び取調べ並びに検察官による勾留請求及び公訴提起に違法があったと主張して、東京都及び国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償の支払を求める訴えを提起しました（令和3年（ワ）第23302号）（資料1）。

2 東京地方裁判所判決

東京地方裁判所は、2023年12月27日、静夫氏及び大川原社の従業員が、本件各噴霧乾燥器に温度が上がらない箇所として乾燥室測定口を指摘する供述をしていたにもかかわらず、それが最低温箇所に当たるかどうかを確認するための追加調査を怠ったことを理由として、警察官による各逮捕並びに検察官による第2事件勾留請求及び各公訴提起に違法があったと判断し、また、警察官が島田氏の取調べにおいて、本件要件ハの解釈をあえて誤解させた上、島田氏に本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの殺菌をできる性能を持っていることを認める趣旨の

供述調書に署名指印するよう仕向けたことや、島田氏を欺罔して島田氏が了解していない内容の記載をした供述調書に署名指印させたことにつき、警察官による取調べに違法があったと判断して、原告らの請求を一部認容する判決を言い渡しました（資料２）。

３ 東京高等裁判所判決

前記一審判決に対し双方が控訴しました。東京高等裁判所（令和6年（ネ）第453号）は、2025年5月28日、第一審が違法性を肯定した点に加え、捜査機関が本件要件への解釈について合理性を欠く解釈を採り、これについて経産省の担当課からその問題点について指摘を受けながら解釈の合理性について再考することがなかったことも理由に追加して、警察官による各逮捕並びに検察官による第2勾留請求及び各公訴提起行為の一部に違法があったと判断し、原判決の損害賠償額を増額し、東京都及び国に対し、合計約1億6500万円の支払を命じる判決をしました（資料３）。

添付資料

- 1 2021年9月8日 前件国家賠償請求訴状
- 2 2023年12月27日 東京地方裁判所判決（令和3年（ワ）第23302号）
- 3 2025年5月28日 東京高等裁判所判決（令和6年（ネ）第453号）

以上